

令和8年8月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

令和8年8月10日（月）午後2時 田辺市庁舎 1階 多目的ホール1

農業委員数19名

出席者19名

1番 畑 和伸	2番 田中 輝勇	3番 鈴木 一弘	4番 山本 弘晴
5番 福嶋 隆	6番 行森 照明	7番 谷本 喜久	8番 谷口 浩司
9番 坂本 隆英	10番 瀧川 裕司	11番 岡 潔	12番 中畑 良治
13番 玉置 伸	14番 山本 敏夫	15番 高田 幸安	16番 松本 篤人
17番 長嶺 博司	18番 石谷 強	19番 峯園 五郎	

欠席者

事務局 局長 山本 良明 農地係長 松平 忠敏 主事 日下 智哉

会議録署名委員 9番 坂本 隆英 11番 岡 潔

議長 長 皆さんこんにちは、改めまして、この度、会長という重責を担わせていただくことになりました。〇〇でございます。定例会の司会をするのも初めてでありますので、いろいろ不手際があろうかと思いますが、どうぞご容赦いただきながら、皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。暦上は8月7日に立秋ということでありましたが、まだまだ暑い日が続いておりますし、加えて雨が日照り続きということで、農作物への高温、干ばつの被害が心配されているところであります。皆さん方も灌水などの農作業に、忙しい日々を過ごされている方も多いのではないかと思います。自分自身が熱中症にならないように十分ご注意をいただきながら、日々の農作業に取り組んでいただけたらと思います。さて、農業を取り巻く情勢というのは、決まり文句のようなことでありますけれども、年々厳しくなっているということの中で、我々農業委員会に求められる役割というもの、非常に重要になってきているというのを感じます。特に先般からですね、国が農業委員と農地利用最適化推進委員の併存について、アンケートがありましたように、全国的にその在り方の議論が進められているところであります。田辺市におきましても、地域の実情を踏まえながら、どのような形が一番いいのかというようなことも、これから、我々の任期の中で検討していかなければならない重要な課題であると考えております。いずれにしましても、農業委員、農地利用最適化推進委員の目指すところは、車の両輪のようにお互いに補完しあいながら活動していき、それぞれの役割を果たしながら、地域農業の発展、それから後継者育成というふうなことに繋がっていくのが重要なことであると考えております。このような件も含めまして、今後とも皆様方の貴重なご意見を賜りながら、この農業委員会の定例会を活発な意見交換をできるような場にしていきたいと思っておりますので、皆様方のいろんなご意見をいただきますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、農用地利用集積計画の合意解約の報告と、農用地利用集積等促進計画による利用権の設定の申出、及び利用権の変更について、これらを併せて事務局の説明をお願いします。

それでは、農用地利用集積計画の合意解約について報告させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、832㎡、他1筆、合計1,582㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の合意解約をした日は令和8年6月23日です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,382㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をした日は令和8年7月13日です。続きまして、農用地利用集積等促進計画による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、5,402㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,162㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間20,000円、口座払い、期間は令和8年10月1日から令和11年9月30日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、18,961㎡のうち3,131㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間50,000円、口座払い、期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日の新規です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,647㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日の新規です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,975㎡のうち1,983㎡、他1筆、合計4,958㎡のうち4,709.5㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日の新規です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,676㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年10月1日から令和28年9月30日の新規です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,717㎡、他1筆、合計4,602㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日の新規です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,186㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間10,000円、口座払い、期間は令和8年10月1日から令和38年9月30日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,737㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、810㎡、他9筆、合計3,899㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間20,000円、口座払い、期間は令和8年10月1日から令和18年9月30日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1,344㎡、他3筆、合計2,938㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年10月1日から令和14年9月30日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、380㎡、貸し手は

〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、892㎡、他3筆、合計2,256㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社を通じて借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の水稻、年間15,000円、口座払い、期間は令和8年10月1日から令和9年9月30日の更新です。以上13件について、計画書を審査したところ、特に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。続きまして、利用権の変更について説明させていただきます。

1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4,009㎡、他1筆、合計10,957㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社からの借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間15,000円、口座払い、期間は令和3年11月26日から令和33年3月31日の新規でしたが、借手・契約内容変更の為、〇〇〇字〇〇〇〇を借手、〇〇〇、〇〇〇〇、から〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借の梅、年間5,000円、口座払いに変更、契約内容変更のため、〇〇〇字〇〇〇〇を年間10,000円、口座払いに変更しています。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、2,472㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、公社からの借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は令和8年1月1日から令和17年12月31日の新規でしたが、借手変更の為、借手を〇〇〇、〇〇〇〇に変更しています。以上2件について、変更計画書を審査したところ、特に問題はないと判断いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、合意解約についてご意見ご質問
ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、それでは報告とさせていただきます。続きまして、利用権の設定に
ついて逐条審議をお願いします。1番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。受け手の方は地域で頑張っている若い方なので、特に異
議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは以前も借りられており、今もなおまじめに農
業に勤められている方です。異議ございません。

議 長 はい、3番、4番、5番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番、4番、5番については、農業公社を通しての貸し
借りです。異議ありません。

議 長 はい、6番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。近所どうしの貸し借りです。異議ございません。

議 長 はい、7番、8番、9番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。7番の借り手の〇〇君は、新規就農者を受け入れながら
頑張っている方でございます。8番は貸し手の〇〇〇〇さんは農協の理事
をされておりまして、作るのが大変やということで、この度、〇〇〇〇と
話がまとまって、賃貸借するということです。9番の〇〇さんと〇〇君に
ついては、〇〇君は何度も名前が出ていると思うんですが、新規就農して

3年目になるかな、この契約も新規となっていますが、前に一度〇〇さんから借りているというのを、引き続き借りるということです。7、8、93件何ら問題ないと思われます。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 はい、10番、11番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番の〇〇君につきましては、地域の中で農地の貸し借りについても積極的に取り組まれて、経営を頑張っている方ですので異議ございません。11番の〇〇さんにつきましても、梅の貸干し作業などもされながら、積極的に地域の農業振興に取り組んでおられる方です。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 はい、12番。

議 長
〇〇番 委員 〇〇番〇〇。特に異議ございません。

議 長
〇〇番 委員 はい、13番。

議 長
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。更新であり、異議ございません。

〇〇番 委員 はい、続きまして、利用権の変更について逐条審議をお願いします。1番をお願いします。

議 長
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について問題ないと思います。異議ございません。

〇〇番 委員 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。この件に関しまして、〇〇〇〇さんから〇〇さんが借りておったんですけども、変更後の借り手の〇〇君が5月まで〇〇さんのところで研修を受けておりました。6月より新規就農ということで始めたんですが、資金面等、借入する場合に、農地がないと借入できないということから、〇〇さんが借りていた土地を、〇〇君が引き継いで借りるということになっております。何ら問題ないと思われます。異議ございません。

議 長
委員 全員 はい、利用権の設定13件、利用権の変更2件について、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

議 長
委員 全員 異議なし。

議 長
委員 長 はい、それではそのようにさせていただきます。以上で、基盤法に係る議案は終了いたしました。稲垣君、ありがとうございました。

議 長
委員 長 (農振課 稲垣退席)

議 長
委員 長 はい、それでは定例委員会に移りたいと思います。本日は欠席委員さんにはございません。皆さん全員出席でございます。本日の会議録署名委員に、〇〇番〇〇〇〇委員さん、〇〇番〇〇〇〇さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第5条申請について、議案第3号農地の形状変更願について、報告第1号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、報告第2号農地使用貸借契約の合意解約通知について、報告第3号農地等売渡あつせん取下げについてを上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願いします。

日下 主事 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,986㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記

簿、現況共に畑、面積は728㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は155㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は524㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は2,970㎡、他1筆、合計3,207㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積1,960㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は609㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は152㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は101㎡、他2筆、合計852㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は177㎡、他2筆、合計551㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は255㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は305㎡、他1筆、合計321㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、贈与です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が畑、面積は1,016㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は881㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。以上14件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1番、2番をお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番については、お孫さんへの贈与で営農計画書があります。もう1件については、現在亡くなられている夫の兄弟に当たる方への贈与ということで、異議ありません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。街中の土地なんですけども、野菜とかを作っていくということです。特に異議ございません。

議 長

はい、4番、5番、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番について、〇〇さん今年で耕作できないという中で、

受人の〇〇さんは、以前公社で農地を売買した第1号ですと言われた方の親戚になる方です。すももについてもよく知っているんで指導を受けながらやるということで、営農計画書も出ていますし何ら問題ないと思います。異議ございません。5番については、〇〇さんも高齢で、農地の場所については、〇〇〇〇の下に〇〇があって、その〇〇のすぐ下の畑なんですけど、休耕畑でほぼ雑草が生えているような状態で、息子さんもできないということで、梅屋の〇〇さんに作ってくれないかという話をしたところ、話がまとまったということです。何ら問題ないと思います。6番については、〇〇さんから前に借りていた方が途中で耕作できなくなって、途中から〇〇君が作っておったんですけども、〇〇さんの方から買っていただけないかという話をしたところ、話がまとまったということです。何ら問題ないと思います。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員

はい、7番。

〇〇番〇〇です。譲渡人の〇〇さんのお父さんがなくなられて、〇〇さんが畑を耕作していたんですけども、鳥獣害、特にイノシシ、獣害が激しくて、ここ何年間は農作物の育成ができなかったというふうな状況にあったようなんですけども、その隣で譲受人の〇〇さんが耕作されておりまして、いっその事一緒に作ろうというふうなことで、〇〇さんに耕作を依頼したということでございます。問題ないと思います。異議ございません。

議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

はい、8番。

〇〇番〇〇です。特に異議ありません。

はい、9番。

〇〇番〇〇です。譲受人の〇〇〇〇さんは梅を作っているんですけど、今回取得する土地についても梅をする予定とのこと。農地は家の近くにありますので、利便性はいいと思います。まじめな方なので、周辺の農地に支障はないと思います。異議ありません。

議 長
〇〇番 委員
議 長
〇〇番 委員

はい、10番。

〇〇番〇〇です。10番について異議ございません。

はい、11番。

〇〇番〇〇です。この案件は、譲渡人が相続してから全く耕作していない、傍の方に聞いたら、10年から30年耕作していないということで、事務局は贈与ということで、耕作面積0㎡という面積を書いておるんですが、譲受人が〇〇〇〇の方なんで、そこでどういう営農をしているかというのを、調査するというのが事務局の責任だと思うんです。相続してから1年しか耕作してない。そういう状況なんで、本来、事務局は申請してきたら受理はせんといかんけど、それからその案件を妥当であるかどうかを調べるといのは基本なんです。でも、相続してから農業をした期間が1年しかない。事務局は口頭で指導しとるということですが、事務局に聞きたいんですけど、営農計画書というのはどういう趣旨のものか。3条で違反の権利移動があったから、営農計画書ができたということです。ですから口頭で指導する。じゃなく、営農計画書を付けてもらおう。そういう事務局体制にしてほしいと僕は思うんです。〇〇〇〇に聞いたら、その譲受人がどうい

- う人か、ちゃんと農業してるか聞いたら教えてくれるんです。それから僕は何回か、「営農計画書を付けてください。」と事務局に言いました。営農計画書というのはそんな甘いものではないです。業者が出したら、代理で出した業者に責任が行くんです。営農計画書を付けてもらってから、許可をするようにしてほしい。そう思います。
- 議長 長 はい、今ご意見をいただきましたんで、この件に関して事務局の方からお願いしたいと思いますが、私もこの耕作面積 0 m²となっており、営農計画書もないということを少し疑問に思っておりましたんで、そこらも併せて事務局の方から説明をお願いします。
- 松平 係長 この件につきまして、〇〇〇〇の耕作証明書を持ってきていただいたんですけども、その中には所有している農地はあります。ですが、耕作面積のところに何も書かれていなかったんです。それで本人さんにいろいろ確認したんですが、農地は持っているが今は耕作していないという話を聞いておりました。その時に、農地法では今自分が持っている農地もちゃんと耕作しないと許可が出ません。当然のことながら新しく取得する農地も耕作しないと許可が出ないという話をさせてもらったんです。農地を取得した後のことも、うちの方で、許可が出んけども、今後一体どうするんですかと聞かせてもらったんです。そしたら、今度取得する農地と、今持っている農地に関しては、ちゃんと柑橘類を植えるようにして、ちゃんと耕作しますという話を聞きましたし、実際に耕作している面積はないということなんで、耕作面積については 0 m²ということにさせていただいて、今後は今持っている分も、取得する分も作りますよということで、農地法第 3 条第 2 項は、取得後において、自分の農地と、新しく取得する農地を耕作すると認められない場合は許可できないというふうに書かれていたと思いますので、それで事務局としては、そこで耕作をちゃんとするというのを確認できているので、議案として挙げさせていただいたということです。経過としては以上です。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。事務局としては、営農計画書をつけさせる必要はないということですね。
- 松平 係長 今の状況であれば、新しく農地を取得してというわけではないということなので。
- 〇〇番 委員 正しいか、正しくないかわかりませんが、事務局で判断してください。農地法第 3 条で不許可となる主な理由、買い手が農業を行えないと判断される場合許可されません。権利を取得する人が必要な農作業に常時従事する。年間 150 日以上など耕作すると認められない場合。相続してから全くしてない。だから僕は言ってるんです。営農計画書は個人が書いたら個人の責任、行政書士が書いたら行政書士の責任になるんです。現場を見たというけど、竹が生えていて、隣の人二人に聞いたら、全然耕作してないですよという土地なんです。僕は許可したらあかんとは言っていないです。営農計画書をなぜ出せないのか。ここまで言って後で問題あったら事務局の責任になる。以上です。
- 〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。営農計画書というのは、農地を持ってなかったら付けさ

すけど、農地を持っているけど全く耕作してない場合、付ける必要はないのか。やっぱりそういう事実をつかんだら、まして、非農地というか長年耕作されてないとかやのに、どっちかと言うたら、2条で農業委員会関係なしにして、所有権移転するか、あるいは転用申請するか、耕作もせんような土地をあえて3条で許可するというのは、無理あると違えますか。

〇〇さんはそういうのを心配して、他の件も、あそこ耕作もせんのに3条で通つとるとか他の人から言われたり、あの時通ったのになぜ自分の時は通らんのかとか、そういう他の人との関係もあるからの的確な処理を、耕作放棄地やったら、竹藪で処理するんなら2条証明か何かで非農地にしてから移すか、あるいは5条の始末書付きですか、そういう指導の方がいいのではこの場合は。耕作証明がついてなくて、書類出てなかったら、〇〇君はどこまで責任を持つんですか。あの時こう説明しましたと言っても、何の記録も残ってない。記憶には残るかもしれんけども。

議 長 いろんな意見をいただきましたが、11番については保留とさせていただきますまして、再度、事務局の方で現場を確認したうえで、必要な手続きがどのようなものになるのか検討させていただいて、又、改めて皆さん方にご審議を賜るということでよろしいでしょうか。そしたら次へ進ませていただきます。12番、13番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは高齢で耕作は無理なんで、隣接の〇〇さんに贈与するということです。異議ございません。13番については、〇〇さんは〇〇の奥なんで、〇〇まで出るのがたいそうになってきて、隣接の〇〇さんが前にも梅取りを手伝ったことがあるので、その人に相談して売買という格好になりました。異議ございません。

議 長 はい、14番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。〇〇さんは、元々父親からこの土地と家を相続されたんですが、長年、〇〇の方から年に何回か通って管理していたんですけども、高齢になってきて、なかなか田舎の実家の管理もできないということで、受人の〇〇さんが10分ぐらい離れたところに、今年古民家をリフォームされて移住されたんですが、〇〇さんの家も気に入られて、隣接するこの畑と一緒に購入されて、これから農業をやりたいということなので、異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請につきまして、14件あったんですけども、うち11番の1件につきましては、保留という形で、残りの13件につきましては、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第2号農地法第5条申請について事務局の説明をお願いします。

松平 係長 6ページをお願いします。議案第2号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,145㎡、他2筆、合計2,407㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は事務所・梅加工場189.49㎡、ビニー

ルハウス216㎡、駐車場・進入路2,001.51㎡、合計2,407㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和7年10月31日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は河川、道路、住宅地に囲まれた小集団の農地の1つのため、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,099㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は共同住宅232.27㎡、駐車場等22台866.73㎡、合計1,099㎡、着工日、工事期間は許可日より9ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は244㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟64.59㎡、庭等179.41㎡、合計244㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕畑、面積は638㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場19台638㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございます、水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第一種住居地域）にありますので、第3種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は28㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は公衆用道路28㎡、着工日、工事期間は許可日より3ヶ月以内、農用地の内外は令和8年6月24日抜きとなっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は河川、道路、住宅地に囲まれた小集団の農地の1つのため、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は716㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,179㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅6棟258.36㎡、道路・庭他1,636.64㎡、合計1,895㎡、着工日、工事期間は許可日より12ヶ月以内、農用地の内外は令和8年6月24日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は134㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は倉庫32㎡、土場他102㎡、合計134㎡、着工日、工事期間は許可日より6ヶ月以内、農用地の内外は令和8年6月24日抜きとなっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は中山間地域にある小集落の農地の1つであるため、第2種農地です。4番と5番の2件については、建物の建築を伴わない資材置場等の転用に

議 長
〇〇番 委員

該当しますので、完了報告のあった日から3年間、6ヶ月ごとに事業の実施状況を報告していただくという条件を付して許可をされる旨を、農業委員会から提出する意見書に記載して、県に進達します。以上7件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1番からお願いします。

〇〇番〇〇です。8月6日に、〇〇委員さん、局長、係長と共に、現地調査に行っていました。それでは報告させていただきます。1番は〇〇〇〇の案件です。申請場所は、〇〇〇〇より北へ約300m、現況は梅畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が河川、西側が公衆用道路と山林と水路、南側が宅地と用悪水路と田、田は貸人の所有地です。北側が畑、同意ありと宅地となっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、土地所有者の高齢化により農地の管理が困難となっている中、借主が所有する隣接農地と一体的に管理し、土地の有効利用及び適正な管理を図るため事務所、加工場及び進入路用地として転用するということです。転用内容は、事務所・梅の加工場、駐車場・進入路（舗装）、ビニールハウス（1棟）、切土盛土はありません。排水等については、合併処理後、雨水とともに申請地東側河川へ放流し、一部雨水は自然浸透及び敷地内の既設水路へ放流するとのことです。周辺に影響もなく、問題はないと思います。2番、申請場所は、〇〇〇〇より南西へ約1km、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が田、同意あり。西側が畑、同意あり。南側が田と畑、同意あり。北側が道路となっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、土地所有者が高齢により営農の継続が困難となる中、譲受人との協議が整ったことから、土地の有効利用及び適正な管理を図るため、共同住宅用地として転用するということです。転用内容は、共同住宅（1棟）12戸、駐車場22台、盛土は最大55cmです。排水等については、合併処理後、雨水とともに新設側溝を経由し、北側既設水路へ放流するとのことです。周辺に影響もなく、問題はないと思います。3番、申請場所は、〇〇〇〇より南西へ約900m、現況は休耕状態の畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が畑、貸人の所有地と用悪水路。西側が宅地と雑種地と公衆用道路、南側が田、同意ありと宅地、北側が田、同意ありとなっております。〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、土地所有者の高齢化等に伴い耕作規模を縮小することとなったため、土地の適正な管理及び維持管理の負担軽減を図るため、借受人の住宅用地として転用するということです。転用内容は、住宅（1棟）、庭等、切土、盛土はありません。排水等については、合併処理後、雨水とともに西側側溝へ放流するとのことです。周辺に影響もなく、問題はないと思います。4番、申請場所は、〇〇〇〇より北西へ約200m、現況は休耕畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が宅地、西側が

田、同意あり、南側が田、国土交通省の所有地です。北側が田、同意ありと公衆用道路となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由については、土地所有者が高齢により営農の継続が困難となる中、譲受人の事務所において駐車場が不足していることから協議が整い、土地の有効利用及び適正な管理を図るため、駐車場用地として転用するということです。転用内容は、駐車場19台、盛土35cmから50cmです。排水等については、雨水は自然浸透及び申請地南側既設水路へ放流するとのことです。周辺に影響もなく、問題はないと思います。私からは以上です。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。続きまして、5条の5番、〇〇〇〇の土地について説明させていただきます。申請場所は、〇〇〇〇より北へ約500m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が道路と宅地、西側が畑、譲渡人の所有地です。南側が宅地と公衆用道路、北側が市道となっております。水利同意は不要です。転用理由選定理由については、当該農地に隣接する譲渡人及び譲受人の所有地への進入道路の幅員が4m未満となっていることから、土地の有効利用及び適正な管理を図るため、道路用地として転用するということです。転用内容は、公衆用道路、切土、盛土はありません。排水等については、雨水は自然浸透とするとのことです。周辺への影響は特になくと思います。6番については、持ち主の方が二人おまして、譲受人が一緒ですので併せて説明させていただきます。申請場所は、〇〇〇〇より東へ約50m、現況は畑、ミカン畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が水路と公衆用道路、西側が畑、同意ありと宅地、南側が田、同意ありと畑、譲渡人の所有地と公衆用道路、北側が畑、同意ありとなっております。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、譲渡人（〇〇〇〇）所有の農地は道路に接しておらず、これまで隣接農地を通行し進入していたが、その隣接農地が分譲住宅用地として売却されることになった。土地所有者（〇〇〇〇）が高齢により営農の継続が困難となる中、譲受人との協議が整った。以上のことから、土地の有効利用及び適正な管理を図るため、分譲住宅用地として転用するということです。転用内容は、分譲住宅（6棟）、盛土最大63cmです。排水等については、合併処理後、雨水とともに新設側溝を経由し、既設水路へ放流するとのことです。周辺への影響は特になくと思います。7番は6番の隣接になります。申請場所は、〇〇〇〇より東へ約50m、現況は畑です。隣接状況及び周囲への影響については、東側が水路と公衆用道路、西側が田、同意あり、南側が宅地、北側が畑、譲渡人の所有地と同意ありとなっております。〇〇水利組合及び〇〇水利組合の同意があります。転用理由選定理由については、土地所有者が高齢により営農の継続が困難となる中、譲受人との協議が整ったことから、土地の有効利用及び適正な管理を図るため、分譲住宅関連の資材倉庫用地として転用するということです。転用内容は、資材倉庫（1棟）、盛土34cmから38cmです。排水等については、雨水は自然浸透及び東側既設水路へ放流するとのことです。周辺への影響は特になくと思います。以上です。

議	長	はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。現地調査委員さんの報告のとおりで異議ございません。
議	長	はい、2 番、3 番、4 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。3 番については、娘さんの家を建つということで、〇〇さんとの関係は娘婿だそうです。3 件について、現地調査委員さんの報告のとおりで何ら問題ないと思われます。異議ございません。
議	長	はい、5 番、6 番、7 番。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。5 番については道路の拡幅、6 番については分譲住宅、7 番については資材倉庫ということで、現地調査委員さんによる報告のあったとおり何ら問題ないと思われます。異議ございません。
議	長	はい、以上7 件、異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員	全員	異議なし。
議	長	はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第3 号農地の形状変更願について、事務局から説明をお願いします。
松平	係長	9 ページをお願いします。議案第3 号農地の形状変更願です。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1, 8 8 1 m ² のうち9 0 m ² 、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土して梅畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6 ヶ月以内、隣接同意、水利同意は不要です。この土地について、既に盛土を行っており、それに対しての始末書が添付されておりますので、内容を読み上げさせていただきます。本年4 月に農地法3 条許可により当該地を取得後、段差部分を調整する為、「形状変更願」を提出することなく盛土を行ってしまいました。自己所有地であれども農地に形状の変更を加える場合には、「形状変更願」を農業委員会に提出し、その承認を得る必要があることを知りませんでした。今後は、農地所有者として認識を強く持ち、今後、同様の行為を行う場合には必ず「形状変更願」を提出し、その他の場合でも法令を遵守することを誓約いたしますので、何卒、ご容赦の程をお願い申し上げます。また、此度の「形状変更願」の提出は、上記の反省と認識強化によるものとご理解くださいますよう併せてお願い申し上げます。とのことです。農地の形状変更願、以上1 件、ご審議の程よろしく申し上げます。
議	長	はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。1 番お願いします。
〇〇番	委員	〇〇番〇〇です。1 番について、申請場所は、〇〇〇〇より南西へ約8 0 0 m、〇〇の〇〇の梅のパイロットの〇〇側の入り口の近くになります。現況は休耕畑で、県道とパイロットの中の道に挟まれている状況です。隣接状況及び周囲への影響については、東側、西側が畑、申請者の所有地です。南側が公衆用道路でパイロットの中の道で、北側が公衆用道路で県道と山林となっております。水利同意は不要です。形状変更理由は、傾斜になっているところを盛土して、なだらかな状態にして梅畑にしたいとのことです。内容については盛土9 0 c m、排水等につきましては、雨水は自

然浸透とするとのこと。周辺への影響は特にはないと思われます。始末書も出ておりますし問題ないと思います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは逐条審議をお願いします。1 番お願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。場所は〇〇なんですけども、申請人が〇〇の人ということで、いろいろお話を伺っております。前からよく名前が出てきていると思うんですけども、梅農家であって、梅屋ではないということで、ネット販売をしているそうなんですけども、現地調査委員さんに報告いただいたとおり、何ら問題ないと思われます。異議ございません。

議 長 はい、以上1 件、異議なしとのごことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 それでは、そのようにさせていただきます。続きまして、報告第1 号農地法施行規則第5 3 条第1 項第1 4 号による協議について、事務局の説明をお願いします。

松平 係長 1 0 ページをお願いします。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は3 3 5 m²の内2 . 2 5 m²、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、データ通信基地局工事、コンクリート柱1 本、機器装置一式です。以上1 件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようでございますので報告とさせていただきます。続きまして、報告第2 号農地使用貸借契約の合意解約通知について、事務局からの説明をお願いします。

日下 主事 1 1 ページをお願いします。1 番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1 , 1 4 5 m²、他2 筆、合計2 , 4 0 7 m²、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の合意解約をする日は農地法第5 条の許可日です。理由は親子で使用貸借契約を締結し、経営移譲年金を受給していたが、農業用施設に転用する法人に、当該地を貸し付けるため。以上1 件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようでございますので報告とさせていただきます。続きまして、報告第3 号農地等売渡あっせん取下げについて、事務局からの説明をお願いします。

松平 係長 1 2 ページをお願いします。1 番、〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は5 1 7 m²、他1 筆、合計1 , 5 0 8 m²、申出人は〇〇〇、〇〇〇〇、取下げの理由は申出人の所在地の認識誤りによるものです。申出日は令和8 年6 月1 日、定例会審議は令和8 年7 月1 0 日で、あっせん

することに決定したんですが、その後、申出人から所在地番が間違っていたということで、取下げの書類が提出されております。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。只今の報告について、ご意見、ご質問ございませんか。

(なしの声)

議 長 はい、ないようでございますので報告とさせていただきます。それではその他の案件でございます。7月の県の農業会議に提出致しました4条申請2件、5条申請5件が無事答申されましたことご報告申し上げます。予定しておりました案件すべて終了しましたが、皆さん方から、何かございませんか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇。先日、熊本で地震が起きました。前も正月に能登で地震が起きたときに、委員さんからご協力いただいて、多分〇〇〇〇円だったと記憶しておるんですけども、義援金という形で送らせてもらったと思うんです。今回、かなり被害が出ているということで、義援金を行うかお諮りしたいと思ひまして、提案させていただきます。

議 長 熊本地震に対する我々農業委員会委員、並びに推進委員さん、前回はご賛同いただける推進委員さんには義援金を出していただいたと思うんですが、今回の熊本地震に対していかがいたしましょうか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇。地震とか、そういう自然災害が特に大きい場合は、何らかの形で皆さんにご協力をお願いしたという記憶があります。

議 長 では、皆さん義援金の取り組みを行うということでよろしいでしょうか。それでは義援金を行うことにいたします。金額は前回と同じで〇〇〇〇円ということでよろしいでしょうか。推進委員さんについては事務局から声をかけてくれるということでよろしいでしょうか。

山本 局長 推進委員さんへは私ども事務局からも声を掛けますし、委員さんからお声掛けいただいても結構です。ただ、お金を預かっていただくのはご厚意で預かっていただいて、事務局に届けていただけるのはありがたいですけど、強制するものではありませんので、その辺りよろしくお願いいたします。

議 長 もし、事前にあずかることができた場合は、次回の定例委員会に持ってきていただくということでお願いします。貴重なご意見ありがとうございます。他にございませんか。他に皆さん方からなければ、事務局の方から一連の報告という形で何件か報告させていただいてよろしいでしょうか。

日下 主事 (新農業委員、新農地利用最適化推進委員の広報誌掲載について説明)

松平 係長 (農業委員、農地利用最適化推進委員の併存配置に係るアンケートの回答について報告)

(農地パトロールについて説明)

議 長 農地パトロールについては、ご希望があれば事務局が同行するという形で対応させていただきたいと思ひます。ということでよろしいでしょうか。それぞれの報告事項について、皆さんご意見ご質問ございませんか。その他の件でも何かございませんか。ないようですので、これで8月の定例委員会を閉会させていただきたいと思ひます。いろんなご意見をいただきま

した。また、長時間に亘り慎重にご審議いただきまして有難うございました。不慣れな司会で申し訳ございません。また、勉強してまいりますのでよろしくお願いいたします。

午後 3 時 4 0 分終了